

## 令和4年第3回定例会 経済建設常任委員会審査記録（第2日目）

- 1 日 時 令和4年9月22日（金） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第105号 市道路線の認定について  
議第113号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）  
議第121号 令和3年度村上市上水道事業会計決算認定について  
議第122号 令和3年度村上市簡易水道事業会計決算認定について  
議第123号 令和3年度村上市下水道事業会計決算認定について
- 4 出席委員（6名）

1番	渡 辺 昌 君	2番	河 村 幸 雄 君
4番	川 村 敏 晴 君	5番	大 滝 国 吉 君
6番	本 間 善 和 君	7番	尾 形 修 平 君
- 5 欠席委員（1名）

3番	川 崎 健 二 君
----	-----------
- 6 傍聴議員（4名）

上 村 正 朗 君	菅 井 晋 一 君	富 樫 雅 男 君
小 杉 武 仁 君		
- 7 地方自治法第105条による出席者  
議 長 三 田 敏 秋 君
- 8 オブザーバーとして出席した者  
なし
- 9 説明のため出席した者

副 市 長	忠 聡 君
建 設 課 長	須 貝 民 雄 君
同 課 整 備 室 長	小 田 康 隆 君
同 課 管 理 室 長	本 間 孝 幸 君
同 課 管 理 室 係 長	船 山 ケイ子 君
都 市 計 画 課 長	大 西 敏 君
同 課 参 事	小 野 道 康 君
同 課 建 築 住 宅 室 長	宮 村 勉 君
同 課 都 市 政 策 室 長	風 間 貴 志 君
上 下 水 道 課 長	稲 垣 秀 和 君
同 課 経 営 企 画 室 長	林 奈 美 君
同 課 経 営 企 画 室 係 長	岩 澤 千 聡 君
同 課 経 営 企 画 室 係 長	石 井 美 勝 君
同 課 業 務 室 長	東 敏 之 君
同 課 業 務 室 副 参 事	齋 藤 俊 則 君
同 課 工 事 管 理 室 長	渡 邊 貴 志 君
同 課 工 事 管 理 室 係 長	松 田 政 和 君
同 課 工 事 管 理 室 係 長	小 田 和 彦 君
荒 川 支 所 産 業 建 設 課 長	渡 邊 修 君
神 林 支 所 産 業 建 設 課 長	齋 藤 雄 一 君

朝日支所産業建設課長  
山北支所産業建設課長

鈴木健次君  
小田和弘君

10 議会事務局職員

局長 内山治夫  
書記 中山航

(午前10時00分)

委員長(尾形修平君)開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

**日程第6** 議第105号 市道路線の認定についてを議題とし、担当課長(建設課長 須貝民雄君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

建設課長 おはようございます。それでは、議第105号 市道路線の認定についてのご説明をさせていただきます。本案は、村上市新町地内において、新町区長より市道路線認定の申請があり、認定の条件に合致することから認定をお願いするものだ。なお、起終点位置、幅員、延長については議件書の別記に記載のとおりとなる。次に、市道路線認定説明図を御覧ください。認定をお願いいたす路線は説明図に示す箇所となるが、袋状の道路で市道下渡門線側を起点とし、説明図右方向の道路奥側の民地境を終点とする路線となっている。説明については以上である。

(質疑)

渡辺 昌 今、市道の申請があったということなのだけれども、申請からここまでどのくらいの期間を要するわけだろうか。

建設課長 申請については、本年5月31日に申請があった。そして、その後現地の確認だとか、あと必要な書類の確認、追加をお願いして、本日に至るということになる。

渡辺 昌 この市道認定とか廃止の議案というのは定例会ごとに、今回は1件だけれども、大体2件、3件ぐらいあるのだけれども、例えばそういう案件がある程度あって、手続して上がってくるのか、それともその都度申請とか条件によってこういう議案が上がっているかが、その辺ちょっと教えてください。

建設課長 通常の流れでいくと、認定をお願いしたいということで事前に申請者の方と打合せなどをさせていただいて、その後正式な申請を提出をいただく。そして、申請内容を確認して、認定できると、認定の条件に合致するという判断がついた後に議会のほうへ議案のご提案をさせていただくと、そういう流れで行っている。

渡辺 昌 ある程度案件がたまっているというか、そういう状況にあって処理していくということ。

建設課長 複数案件をためてという形ではなくて、直近の議会にご提案をさせてもらうと、そういう形で行っている。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第105号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第7** 議第113号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第113号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明させていただく。1Pを御覧ください。第2条は収益的収入及び支出の補正で、収入において第1款水道事業収益、第2項、営業外収益に1,600万円を追加して収益的収入の予算を3億4,869万1,000円とし、支出においては第1款水道事業費用、第1項営業費用に歳入と同額の1,600万円を追加して、収益的支出の予算を3億4,869万1,000円とするものである。2P、3Pを御覧ください。補正内容としたとしては、収益的収入及び支出の収入では、第1款2項1目他会計補助金において水道事業費用の不足を一般会計からの繰入金である他会計補助金として1,600万円を追加するものである。4P、5Pを御覧ください。収益的収入及び支出の支出では、第1款1項2目配水及び給水費の修繕において、施設の老朽化の進行により漏水等が多発し、予算執行率が8割を超過していることから、年度内における緊急対応修繕見込額として1,600万円を追加するものである。以上、簡単ではあるけれども、補正予算の概要といたす。よろしくご審議いただきたいと思う。

(質 疑)

川村 敏晴 今回管の老朽化の修繕ということだが、エリアはどの辺りか。  
上下水道課長 今回補正に上げる1,600万円のうち約9割が山北地区である。残りは朝日地区を予定している。以上だ。  
本間 善和 課長、9割が山北地区とってちょっと非常にびっくりしたのだけれども、これは石綿管のためなのだろうか。9割も山北地区が占めていたなんていう、漏水が。  
上下水道課長 特に石綿管に限ってということはない。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第113号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第8** 議第121号 令和3年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第121号 令和3年度村上市上水道事業会計決算認定について、別冊になっている決算書により概要をご説明いたします。それでは、1Pから4Pについては決算報告書である。1P、2Pには収益的収入及び支出について、そして3P、4Pには資本的収入及び支出について、款項ごとに予算額、決算額、不用額等が記載されている。金額の読み上げについては省略させていただく。それでは、3P、4Pを御覧ください。下段のとおり、資本的収支において、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金で補填している。5Pを御覧ください。こちらは損益計算書である。令和3年度における水道事業の経営成績を表示している。当年度の純利益は下から4行目に記載の額となるが、昨年度より約1,720万円減額となっている。6P、7Pを御覧ください。こちらは剰余金計算書であるが、令和3年度における剰余金の増減額を表示している。続いて、8Pを御覧ください。こちらは剰余金処分計算書（案）であるが、先ほどの6P、7P、剰余金計算書の当年度未処分利益剰余金の処分（案）を示している。そして、9Pを御覧ください。こちらはキャッシュ・フロー計算書であるけれども、令和3年度の現金の流れを活動区分別に表示している。令和3年度の資金期末残高は下段の額である。10P、11Pを御覧ください。こちらは貸借対照表であるが、令和3年度末時点における上水道事業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示しており、令和3年度末の資産合計額は10P下段の額である。11Pの中ほどには負債合計額が、下段には資本合計額が記載されている。そして、14Pから23Pについては令和3年度上水道事業報告書である。業務量、工事内容、収支状況などを記載している。それでは、14Pを御覧ください。（イ）の業務量については、人口減少の影響などにより給水人口は減少しているが、有収水量及び配水量は温泉旅館など新型コロナウイルス感染症対策による行動自粛要請の緩和などの影響により昨年度に比べ増加している。次に、（ロ）、建設改良工事費については、令和3年度の主なものとしては、国道345号改良事業等に併せ配水管を建設したほか、老朽管更新工事を計画的に実施している。また日沿道朝日温海道路建設の支障移転として朝日地区第4水源移設用地を取得したほか、水道法の改正に伴い、ソフト面においては4年目となる水道台帳システム構築事業を行っている。工事概要については、17Pから19Pの記載のとおりである。続いて、21Pを御覧ください。事業収支における主なものをご説明いたします。事業収入の主なものとしたしては、1、営業収益の（1）、給水収益については、料金改定の延期の影響などにより、昨年度と比較して約1,979万円減額している。この減収補填分としては、一般会計からの他会計補助金として繰出金を受け入れている。次に、事業費について、1、営業費用の（1）、原水及び浄水費については、水道水の製造等に要する費用及び浄水場の維持管理に要する費用で、昨年度と比較して約927万円増額となっている。浄水場の施設維持管理業務等の委託料、村上水源地における非常用自家発電設備等の修繕費の増加が主な原因である。次に、（2）、配水及び給水費については、配水池、配水管等に係る設備並びに給水装置に附属する量水器等の設備の維持及び作業に要する費用で、昨年度と比較いたして約686万円増額となっている。漏水に伴う緊急修繕費、特に神林地区の本管修繕の増加が主な要因となっている。次に、（4）、総係費については上水道事業活動全般に関連する費用で、昨年度と比較して約890万円増額となっている。人事異動に伴う人件費の増加が主な要因だ。上水道事業の人件費の内訳としては全体で15人、

そのうち総係費からの給与支弁者については本庁、支所合わせて12人である。人件費については、昨年度と比較して約723万円増加している。続いて、24Pから29Pについては収益費用明細書であるが、税抜表示をしていて、5Pの損益計算書の明細となっている。続いて、30P、31Pを御覧ください。こちらは固定資産明細書であるが、10P、11Pの貸借対照表の固定資産の額である。32Pからは企業債明細書を記載していて、23Pの中段（イ）、企業債の明細を示している。以上、上水道事業会計決算書の概要の説明を終わる。

（質 疑）

川村 敏晴 決算資料関係についてはないのだが、最近の水道水を飲ませていただいて感じたことで、ちょっと確認しなかったので、お聞きするが、私荒川地区に住んでいるけれども、これ令和1年からかな、地下式のタンクから陸上式に変わっているよね、荒川地区全域の。最近水の味が若干前よりもどうかなのかなという感じはしているのだが、この辺各地区、山北、朝日、村上、神林、荒川とタンクの設置状況って、地下式を使っているところというのはまだあるのかなんていうのは、その辺の比率みたいなのは分かるか。分かったらでいいのだが。

上下水道課長 すみません。資料を持ち合わせていないので、また後ほど報告させていただきたいと思う。

尾形委員長 川村委員、これ決算認定なので、その辺配慮して質問お願いします。

川村 敏晴 要はなぜかという背景には、地域住民の皆さんから水道料をいただいて、こういう決算につながってくるわけなので、やはり売り物である、商品である水の品質だとか、そういうものの確認の意味でお聞きしているのだけれども、今陸上式が主なのだろうと思うのだけれども、これ経費の問題でそういうふうなことになっているのかなと思うけれども、考え方はそんなところでよろしいのだろうか。

上下水道課長 現在、市内の施設の中で地下式のタンクを採用しているというところは今はないけれども、一般的に地上式のほうが多いのかなというふうな印象ではあるけれども。

（自由討議）

（「なし」と呼ぶ者あり）

（討 論）

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第121号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

---

**日程第9** 議第122号 令和3年度村上市簡易水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長（上下水道課長 稲垣秀和君）から説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

上下水道課長 それでは、議第122号 令和3年度村上市簡易水道事業会計決算認定について、別冊となっている決算書により概要をご説明いたします。1Pから4Pについては、先ほどと同じように決算報告書である。1P、2Pについては、収益的収入及び支出について、3P、4Pについては資本的収入及び支出について、款項ごとに、予算額、

決算額、不用額等が記載されており、金額の読み上げについては省略させていただく。それでは、3 P、4 Pを御覧ください。下段のとおり、資本的収支において資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、留保資金等で補填している。5 Pを御覧ください。こちらは損益計算書であるが、当年度の純利益は約39万円となっているが、一般会計からの繰入金によって事業運営を凶っている。6 P、7 Pを御覧ください。こちらは剰余金計算書であるが、令和3年度における剰余金の増減を表示している。8 Pを御覧ください。こちらは剰余金処分計算書（案）であるが、7 P下段に記載の当年度未処分利益剰余金が少額であることから、そのまま未処分とする案としている。9 Pを御覧ください。こちらはキャッシュ・フロー計算書であるが、令和3年度の資金期末残高は下段の額である。10 Pの貸借対照表の流動資産の現金預金の額となる。10 P、11 Pを御覧ください。こちらは貸借対照表であるが、10 Pの固定資産の額は26 P、27 Pの固定資産明細書の額とそれぞれ突合いたす。また、11 Pの固定負債と流動負債の企業債を合計した金額が令和3年度末の企業債残高となって、32 Pの下段の企業債明細書の未償還残高となる。14 Pから21 Pについては、令和3年度簡易水道事業報告書である。それでは、14 Pを御覧ください。

（イ）の業務量については、上水道事業と同様の経過を示している。人口減少の影響などにより給水戸数、給水人口、有収水量が相関的に減少している。次に、（ロ）の建設改良工事費については、令和3年度の主なものといたしては、昨年度に引き続き老朽管の更新工事を計画的に実施している。山北地区の水道施設について、老朽化による改良、更新を進めるため、施設の基本計画を作成している。また、停電時や機器異常時の緊急対応体制を整え、安定した給水を確保するため、非常通報装置設置工事や浄水場の設備更新工事を実施している。続いて、19 Pを御覧ください。事業収支における主なものをご説明いたす。事業収入の主なものといたしては、1、営業収益の（1）、給水収益については料金改定の延期影響等により、昨年度と比較して約311万円減少している。この減収補填分のほか、収支予算の不足については、他会計補助金として一般会計からの繰入れを受け入れている。次に、事業費については、1、営業費用の（1）、原水及び浄水費については、昨年度と比較して約1,245万円の増額となっており、緊急修繕のほか、府屋地区における監視システム装置の修繕費の増加が主な要因である。次に、（4）、総係費については、昨年度と比較して約255万円の増加となっている。人件費の増加が主な要因である。簡易水道事業の人件費の内訳としては、全体で5人、そのうち総係費からの給与支弁者については本庁、支所合わせて4人である。人件費については昨年度と比較して約207万円増加している。次に、3、特別損失については、令和2年度から地方公営企業法を適用したため、昨年度は旧特別会計における消費税の納付額を計上していたため、減少している。22 P以降は、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書が記載されているが、説明は省略させていただく。以上、簡易水道事業会計決算書の概要説明を終わる。

（質 疑）  
本間 善和

課長、ちょっといいか。建設改良工事という格好で冒頭に、これは簡易水道だから、山北地区という格好で捉えているけれども、老朽化による改良、更新を進めるため施設を計画的にやっているというご説明だったのだけれども、工事の中だと、ここに主な工事という格好で記載されているが、改良工事で行った工事というのはどれ

に当たるのか。17Pのところは改良工事という格好で主なものを記載していると思うのだけれども。

工事管理室長 今これから改良工事に向かうため、基本計画を作成したということになっている。  
本間 善和 そうすると、工事自体はまだやっていないけれども、それをするための計画書を作っているという格好なのか。

上下水道課長 そのとおりである。昨年度、山北地区の水道施設については老朽化改良更新を進めるための基本計画を作成したというふうに説明させていただいている。

本間 善和 これから、そうすると、理解するのだけれども、老朽化した施設等の更新に努めていくというふうに捉える。それから、もう一点続けていいか。メーターの取替え等を法的に、年数が来るとやると思うのだけれども、参考のために何年たつとこれ法的にメーター器の取替えというのをやることになっていたのだろうか。

上下水道課長 水道のメーターについては、計量法で8年というふうになっていて、8年を超えない7年目に交換している。

川村 敏晴 老朽化施設の更新等の経費というのは、これは継続的にかかっていくものだろうと思うけれども、需要の流れを見ると、平成29年から令和3年までの一覧書かれているが、これ減少傾向にある。人口減だとか、いろんなそういう影響なのだろうと思っているが、比べて給水収益については、当然ながら使用量が減っている分減っていくというふうな、これも前年比で出ているが、300万円強。この流れというのは、今後変わりなく、逆に加速していく方向性にあるだろうと思うが、収支の関係からすると経費そのものは縮小しないけれども、収益が縮小していく方向にあるわけだよ。この辺の流れは当然皆さんも承知だとは思っているのだけれども、収益を維持していかないと、これも繰入れ等が増えていくという流れにあるわけだが、その辺についての対策的な捉え方はどんなふうに考えられているかお聞きしたいのだが、どうだろう。

上下水道課長 簡易水道なのだけれども、令和2年から公営企業のほうに移行しているので、こちらのほうでまず経営だとか資産の状況などを把握して、今後計画的、効率的な企業経営をしていくというふうな考えでいるところである。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第122号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

---

**日程第10** 議第123号 令和3年度村上市下水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長(上下水道課長 稲垣秀和君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

上下水道課長 それでは、議第123号 令和3年度村上市下水道事業会計決算認定について、別冊となっている決算書により概要をご説明いたします。上水道、簡水道と同じように1Pから4Pについては決算の報告書である。1P、2Pを御覧ください。数値の読み上

げは省略させていただくが、事業規模が大きく、収益的支出の下水道事業費のうち営業費用の減価償却費の割合は約6割を占めている。3P、4Pを御覧ください。資金的収入において企業債は5割を占めており、資金的支出額については企業債の償還元金の割合は7割を占めているところである。5Pを御覧ください。こちらは損益計算書であるが、当年度の純利益は約128万円となっている。補助金のうち一般会計からの繰入金により赤字を補填しているものである。8Pを御覧ください。剰余金処分計算書（案）であるが、簡易水道事業と同様に少額であるため、そのまま未処分としている。10P、11Pを御覧ください。こちらは貸借対照表であるが、11Pの固定負債と流動負債の企業債を合計した金額が約314億円となっており、令和3年度末の企業債残高となっている。15Pから25Pは令和3年度下水道事業報告書である。それでは、15Pを御覧ください。（イ）の業務量については、上水道、簡易水道事業と同様に人口減少の影響を受け、処理区域内人口については減少傾向にあるが、人口減少以上に接続戸数が275件増加したため、水洗化率としては2ポイント上昇し、77.8%となっている。次に、（ロ）の建設改良工事については、公共下水道事業では村上処理区において污水管渠整備を行ったほか、下水処理施設の老朽化及び耐震化対策として7か年計画で整備を進めている。村上浄化センター改築更新事業については、村上系管理機械棟及び瀬波系管理棟の建設工事や耐震工事を実施している。また、荒川処理区の浸水対策として都市計画道路東大通り線の街路整備に合わせ、雨水幹線整備事業を実施している。農業集落排水事業では、老朽化対策として各地区の排水処理施設改築更新事業を計画しているが、令和3年度は高根地区、蒲萄地区、南大平地区において事業を実施している。続いて、23Pを御覧ください。事業収支における主なものをご説明いたします。事業収入の主なものとしたしては、1、営業収益の（1）、下水道使用料だが、料金改定の延期の影響等により昨年度と比較して約1,083万円減額している。この減収補填分として、一般会計からの繰入金、雨水処理負担金及び補助金の合計約19億6,583万円を繰り入れている。次に、事業費については、1、営業費用の（1）、管渠費は昨年度と比較して約315万円減額となっている。委託料としては、下水道事業施設の維持管理委託料は増加しているけれども、マンホールポンプ等の工事請負費による減少が主な要因となっている。次に、（3）、処理場費については、昨年度と比較して約2,015万円増額となっており、処理場の維持管理及び汚泥処分などの委託料、修繕費の増加が主な要因となっている。次に、（6）総係費については、昨年度と比較して1,034万円増額となっており、人事異動に伴う人件費の増加が主な要因だ。下水道事業の人件費の内訳としては全体で19人、そのうち総係費からの給与支弁者については本庁、支所合わせて12人である。人件費は、昨年度と比較して約1,006万円増額している。そして、26P以降は収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書が記載されているが、説明のほうは省略させていただく。以上、下水道事業会計決算の概要を説明させていただいた。

（質 疑）

本間 善和

課長、ちょっと水洗化率についてお伺いしたいのだけれども、昨年度の結果からいって2ポイント、2%の増という格好で、当然この水洗化率というのが非常に下水道の効果を表す数字になってくると思うのだけれども、近年の増加率というのは過去二、三年ぐらいどんなポイントで来ているか。

尾形委員長

今年度は分かるので、昨年度と一昨年の方ぐらいでいいので。



- 業務 室長 下水道事業と集落排水とちょっと分けて回答させていただくが、水洗化率、下水道事業が令和3年度が75.4%、令和2年度が73.2%、令和元年度が72.3%、平成30年度が70.9%となっている。集落排水事業だが、令和3年度が87.9%、令和2年度が86.1%、令和元年度が85%、平成30年度が84.2%となっている。
- 本間 善和 課長、77.8%とここに記載しているのは、公共下水道と集落排水を合わせた数字で77.8%で記載したのだね。
- 業務 室長 そのとおりである。
- 本間 善和 できればその比較をしたかったのですが、その数字を聞いたかったのだけれども、今担当者のほうには個々の数字で来たと思うのだけれども、多分農業集落排水については、ある程度までは来ていると思うのだ、私。80%台の数字出てきているので。それで、やはり公共下水道のほうの水洗化率を75%、七十二、三%という格好で集落排水よりは当然下がっていると思うし、結果も今の話を聞くと下がっている。それで、やはりこれの数字を上げていくための努力はしていると思うのだけれども、何がネックでせつかく公共下水道を投資をした処理区内、どうぞ流してくださいよと言っても改良しないのか、その辺のところのネックというのは何だと思っているか。
- 上下水道課長 委員がおっしゃるように集落排水のほうは先行して整備が終わっているため、水洗化率のほうは高い状況にあって、公共下水道事業については、村上、荒川地区であるけれども、整備のほうがよく村上については今年度全て今の計画では終わる予定になっていて、整備のほうが遅れたために実際に一般家庭では浄化槽を取り入れて、もうトイレの水洗化などが図られているというところであって、生活に不便がないというところがまず一番の原因ではないかなというふうに思っている。
- 本間 善和 ちょっと私勉強不足であれなのだけれども、今個人の浄化槽、例えばトイレの便器自体、屋内のものについては使えるけれども、それを公共下水道に接続するとなると浄化槽の撤去とか新しく配管をし直すとか、やはりそういう経費が結構大きい金額がかかると思うのだ。そういうものに対しての貸付けとか、そういうものは今現在あるのかどうか。
- 上下水道課長 下水道の排水設備に係る工事の融資については制度がある。融資制度があるので、それを使っているという状況にはあるけれども、やはり委員がおっしゃるように排水設備工事には多額の費用がかかるということで、高齢者世帯だとか、そういったところがなかなか二の足を踏んでいて、整備が進まないというふうに考察しているところである。
- 尾形委員長 今課長の補足するわけではないけれども、住宅リフォーム制度も当初制度設計するに当たって、下水道をやるかやらないかといったときに、この委員会のほうでもぜひ下水道事業も対象にしてくださいということになっていたので、それも行政からの支援ということでは有効になっているのではないかなというふうに私は思っていた。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号については、起立全員にて原案のとおり認定すべきものと決定した。

○以上で本委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（尾形修平君）閉会を宣する。

（午前10時43分）